

1. 2020年東京大会の正式名称

第32回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京2020パラリンピック競技大会

2. 2020年東京大会の目的

2.1 大会ビジョン

2020年東京大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 東京都長期ビジョン

東京都は、2014年12月に策定した「東京都長期ビジョン」において、世界一の都市・東京の実現に向けて、まず取り組むことは、「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」であり、大会の成功だけでなく、大会開催を起爆剤として、都市基盤の充実など、更なる発展を遂げるとともに、ソフト・ハード両面でレガシーを次世代に継承し、都民生活の向上につなげるとしている。

また、大会終了後も、都民に夢や希望を与え、幸せを実感できる都市であり続けるために、「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」にも取り組むとしている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年東京大会」という。）実施段階環境アセスメント（以下、「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「東京都長期ビジョン」を参照し進めていく。

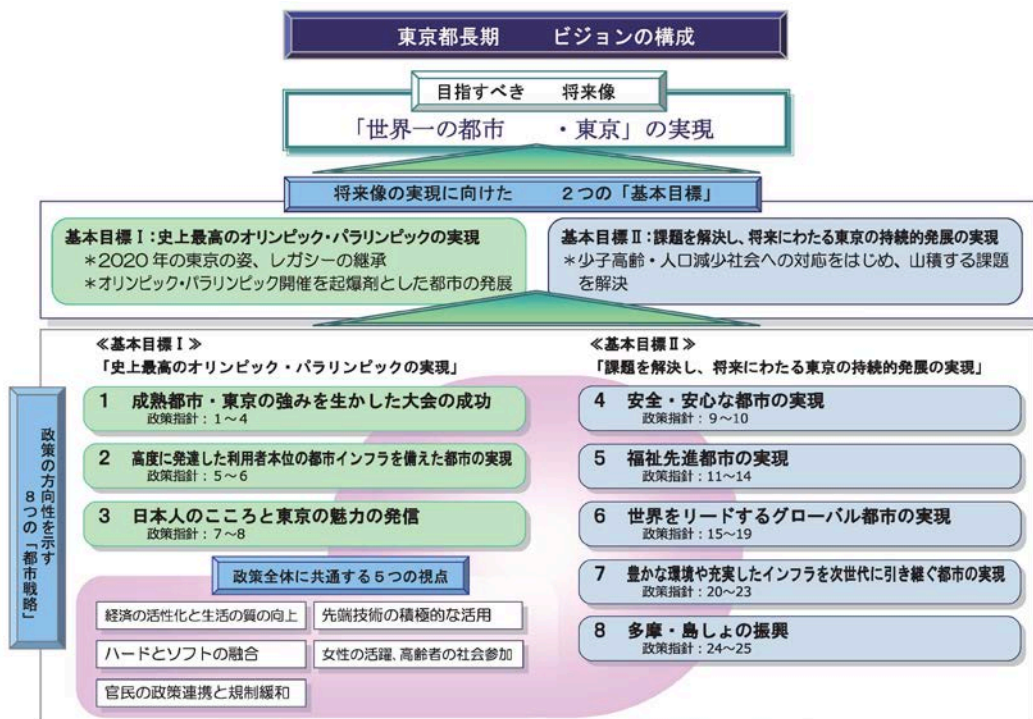


図 2.2-1 東京都長期ビジョンの構成

3. 2020年東京大会の概要

3.1 大会の概要

2020年東京大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック28競技、パラリンピック22競技の予定である。

3.2 2020年東京大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画」の中で、2020年東京大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外にも含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとしている。大会組織委員会は、街づくり・持続可能性について進めていくアクションとして、下記のことを例示している。

なお、アクションについては、2016年中期にとりまとめる「アクション&レガシープラン」において明確化するとしている。

(1) 大会関連施設の有効活用	(アクションの例) ①周辺地域の街づくりとの連携や大会後の有効活用を想定した大会関連施設の整備 ②仮設施設に用いられた資材、設備等の後利用の積極的な検討
(2) 誰もが安全で快適に生活できる街づくりの推進	(アクションの例) ①アクセシビリティを重視した競技施設や選手村の整備 ②交通機関や公共施設等のバリアフリー化の推進 ③多言語対応の推進による外国人旅行者の言葉の壁の解消 ④会場周辺等の道路、鉄道等の交通インフラや空港・港湾等の整備・充実 ⑤会場周辺等における良好な景観、魅力ある公園、緑地や水辺等の保全・創出 ⑥大会期間中の災害やテロ、サイバー攻撃等を想定した、官民一体となったセキュリティ体制の構築と治安基盤の強化 ⑦センター・コア・エリア内、競技会場周辺、主要駅周辺の道路、緊急輸送道路等の無電柱化の推進
(3) 大会を契機とした取り組みを通じた持続可能性の重要性の発信	(アクションの例) ①3R (Reduce, Reuse, Recycle) の徹底や、燃料電池車、再生可能エネルギーといった環境技術の活用など大会の準備や運営への持続可能性の反映 ②大会での取組をモデルとした更なる省エネルギー化の推進 ③路面温度の上昇を抑制する機能をもつ舗装の整備など、選手や観客への暑さ対策の推進 ④水素などスマートエネルギーの導入に係る取組の推進

4. 武蔵野の森総合スポーツ施設の概略

本評価書案の対象である武蔵野の森総合スポーツ施設の概要は、表 4-1 に示すとおりである。

武蔵野の森総合スポーツ施設は、400 万人を超える人口を擁し、首都圏の中核拠点として一層の発展が期待される多摩地区に、多様なスポーツニーズに応える総合スポーツ施設を整備するものであり、武蔵野の森総合スポーツ施設を含んだ武蔵野の森地区は、「2020 年の東京」の中で 4 大スポーツクラスターの一つに位置づけられている。

武蔵野の森総合スポーツ施設には、メインアリーナ棟及びサブアリーナ・プール棟の 2 棟の建築物を建設する予定であり、その概要は、表 4-2 に示すとおりである。2020 年東京大会では、オリンピックの近代五種（フェンシング）の会場として利用される計画である（「立候補ファイル」時点の計画）。

表 4-1 会場の概要（武蔵野の森総合スポーツ施設）

項目	内容
競技	オリンピック：近代五種（フェンシング）
	パラリンピック：－
【イメージ図】	
<p>出典：平成 25 年 4 月 23 日東京都報道発表資料「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）の実施設設計」について」</p>	

表 4-2 武蔵野の森総合スポーツ施設の内容の概略

項 目	内 容
所 在 地	東京都調布市飛田給一丁目 1 番 41 号ほか
用 途 地 域	準工業地域
敷 地 面 積	約 33,500m ²
建 築 面 積	約 27,200m ²
延 床 面 積	約 49,100m ²
最 高 高 さ	30.7m
主 要 用 途	大規模スポーツ大会、イベント興行、広域的大会、都民の日常利用など
駐 車 台 数	恒設：177 台
工 事 予 定 期 間	平成 25 年度～平成 28 年度
供 用 時 期	平成 29 年度中

出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)実施設計」(平成 24 年 12 月 東京都)
 平成 25 年 4 月 23 日東京都報道発表資料「「武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)の実施設計」
 について」

5. 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（平成26年2月 東京都環境局）に基づき、事業計画の内容や会場エリア及び周辺の状態を考慮したうえで、環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表5-1(1)～(5)に示すとおりである。

表 5-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気等	<p>[関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度]</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.035～0.038ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.2～0.3%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.051mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.1%未満である。</p> <p>[熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の変化の程度]</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.035ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。熱源施設の稼働に伴う寄与率は0.1%である。</p>
2. 生物の生育・生息基盤	<p>計画地は東京スタジアム（味の素スタジアム）駐車場として暫定利用されていた場所であり、計画地の生物・生態系の賦存地の改変も生じない。計画地周辺における生物・生態系の賦存地の改変は生じない他、地下水位の低下や土地の安定性の変化は生じないと考えられ、計画地周辺における生物・生態系の賦存地への影響は生じないと考えられる。</p> <p>事業の実施にあたっては、イチョウの既存樹木の活用や地上部のオープンスペースに高木及び地被類を植栽し、合計として約380m²の植物が生育する基盤が創出される。また、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場の緑地等の生物・生態系の賦存地と一体となった生物の生育・生息基盤が形成されると考えられる。</p> <p>以上のことから、計画地における生物・生態系の賦存地は増加するとともに、計画地周辺も含めた地域としての生物・生態系の賦存地の現況は維持され、評価の指標は満足するものと考えられる。</p>
3. 水循環	<p>[地下水涵養能の変化の程度]</p> <p>本事業では、雨水貯留浸透施設により、「調布市雨水浸透施設設置基準」に示される必要な抑制対策量を確保する計画である。雨水貯留浸透施設は、計画地の形状を踏まえ4箇所に配置することで効率よく雨水を貯留・浸透できるよう配慮する。</p> <p>以上のことから、土地の改変に伴う雨水流出量を抑制できるとともに、地下水涵養が図れることから、評価の指標を満足するものとする。</p> <p>[地下水の水位及び流動の変化]</p> <p>本事業で建設する地下1階基礎下端は、メインアリーナの最深部でT.P.+約34mであり、帯水層を遮断する範囲はその一部にとどまる。また、計画地は立川段丘上にあることから、帯水層が存在する関東ローム層や立川礫層は、計画地周辺に広がっていることから、地下水流は地下構造物等の周囲を迂回すると考えられる。なお、掘削工事において、ほとんど湧水は確認されていない。</p> <p>以上のことから、現状の地下水位及び流動を悪化させることはないと考えられ、評価の指標は満足するものとする。</p>
4. 生物・生態系	<p>計画地においては、東京スタジアム（味の素スタジアム）駐車場として暫定利用されていた場所であり、大部分は人工裸地となっている。動植物の生育・生息環境となる樹林等の植物群落は計画地北側のソメイヨシノのみである。事業の実施にあたっては、ソメイヨシノの植栽樹林群は保存する計画としていることから、事業の実施による改変は生じない。</p> <p>以上のことから、生物・生態系の現況は維持されるものと考えられることから、評価の指標は満足するものと考えられる。また、計画地南側の一般国道20号（甲州街道）沿いのイチョウの既存樹木を場外で仮養生を行ったうえで緑化樹として活用する他、地上部のオープンスペース、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としている。計画地周辺には、武蔵野の森公園や隣接する西競技場の緑地に、動植物の生育・生息環境となる植栽樹林群（混交、落葉広葉、常緑広葉）の植栽が広く残存しており、計画地の緑地と一体となった生育・生息環境が形成されると考えられる。</p>

表 5-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 緑	<p>事業の実施に伴い、隣接する西競技場敷地を含めて合計で約 12,300㎡の緑化面積を確保する計画である。</p> <p>本事業では、隣接する西競技場も含めた敷地を対象に東京における自然の保護と回復に関する条例及び調布市自然環境の保全等に関する条例に基づき緑化基準が定められているが、緑化基準も上回る緑化面積を確保する計画である。</p> <p>以上のことから、評価の指標は満足するものと考えられる。コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場の緑地と一体となった緑が形成されると考えられる。さらに、本事業の緑化計画はコンコース等のオープンスペースに整備されるため、一部駐車場として利用されていた計画地内に都民や来訪者の新たな憩いの場を提供するとともに、周辺の緑地への新たな動線が創出され、来訪者に新たな緑と触れ合う場所を提供できると考えられる。</p>
6. 日影	<p>計画建築物により日影が生じると予測される範囲は、計画地の西北西側約 110m から、東北東側約 120m にかけての調布市西町の範囲であるが、日影規制地域に対して規制時間を上回る日影は生じないものとする。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものとする。</p>
7. 景観	<p>[主要な景観の構成要素の変更の程度及びその変更による地域景観の特性の変化の程度]</p> <p>計画地周辺は東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場等のスポーツ施設が存在する他、計画地北側の武蔵野の森公園や野川公園、計画地西側の西競技場の緑地など豊かな武蔵野の森が形成する地域景観を有している。</p> <p>事業の実施にあたっては、メインアリーナの軒高やデッキレベルを東京スタジアム（味の素スタジアム）と揃えることで周辺建築物とのスカイラインの調和を図るとともに、自然豊かな環境が引き立つよう「素材色」と「ニュートラル色」を基本とした色彩とする計画としている。また、桜並木を始めとした既存樹木の保全など周辺緑との調和を図るとともに、3階コンコースの高木や低木・地被類植栽、サブアリーナの屋上緑化、メインアリーナの壁面緑化等により、隣接する西競技場の緑地との連続性を確保した植栽計画としている。</p> <p>以上のことから、「東京都景観計画」における一般地域の景観形成基準であるスカイラインの調和、色彩の配慮、積極的な緑化等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考えられる。また、2020年東京大会が契機となり、計画建築物は隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）とともに武蔵野の森地区のスポーツクラスターを象徴する施設として、新たな地域景観のランドマークを形成するものとする。</p> <p>[代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度]</p> <p>事業の実施に伴い、最高高さ約 31m の建築物が出現するが、メインアリーナの軒高を東京スタジアム（味の素スタジアム）と揃えることで周辺建築物とのスカイラインの調和を図るとともに、周辺環境に配慮した色彩や周辺の緑地との連続性を確保した植栽計画としている。</p> <p>以上のことから、眺望景観の現況は概ね維持されることが考えられることから、評価の指標は満足すると考えられる。また、京王線飛田給駅からのアプローチとなる一般国道 20 号（甲州街道）上の歩道橋からは、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）と調和した武蔵野の森への入口となる新たな眺望景観が形成されると考える。</p> <p>[貴重な景勝地の消滅の有無又は変更の程度]</p> <p>計画地は未利用地であり、一部駐車場として暫定利用されており、計画地内に貴重な景勝地は存在しない。</p> <p>以上のことから、貴重な景勝地を望む眺望景観に変化はないことから、評価の指標は満足するものとする。</p> <p>[圧迫感の変化の程度]</p> <p>計画建築物による形態率の増加は少なく、形態率の変化の程度は、a 地点で約 3.9%の増加がある。</p> <p>計画建築物は、建物の高さを徐々に低くするとともに、セットバックや樹木の設定により計画地北側の福祉施設への圧迫感の低減に配慮した計画としている。</p>

表 5-1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
<p>7. 景観 (続き)</p>	<p>[緑視率の変化の程度] 計画建築物の出現に伴い、代表的な眺望点からの緑視率は概ね現況と同程度と予測されるが、計画建築物に近接した眺望点においては緑視率が減少する。 事業の実施にあたっては、桜並木を始めとした既存樹木の保全など周辺緑との調和を図るとともに、3階コンコースの高木や低木・地被類植栽、サブアリーナの屋上緑化、メインアリーナの壁面緑化等により、隣接する西競技場の緑地との連続性を確保した植栽計画としている。 以上のことから、計画建築物に近接した眺望点からの緑視率は減少するものの、敷地内への緑化を行うことで概ね現況の緑視率は維持されると考えられることから、評価の指標は満足すると考える。</p> <p>[景観阻害要因の変化の程度] 計画地は未利用地であり、一部駐車場として暫定利用されており、計画地周辺に存在する東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場等のスポーツ施設とは異なる景観となっている。また、計画地西側の西競技場周辺の緑地空間は計画地により分断されている。 事業の実施にあたっては、メインアリーナの軒高やデッキレベルを東京スタジアム（味の素スタジアム）と揃えることで周辺建築物とのスカイラインの調和を図るとともに、桜並木を始めとした既存樹木の保全など周辺緑との調和を図るとともに、3階コンコースの高木や低木・地被類植栽、サブアリーナの屋上緑化、メインアリーナの壁面緑化等により、隣接する西競技場の緑地との連続性を確保した植栽計画としている。 以上のことから、現況と比べて周辺建築物と調和した景観が形成されるとかとともに、周辺の緑地と一体となった武蔵野の森の地域景観の創出に寄与すると考えられることから、評価の指標は満足するものと考えられる。また、2020年東京大会が契機となり、計画建築物は隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）とともに武蔵野の森地区のスポーツクラスターを象徴する施設として、新たな地域景観のランドマークを形成するものと考えられる。</p>
<p>8. 自然との 触れ合い活動の場</p>	<p>[自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は変更の程度] 計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在しない。また、事業の実施により、周辺の自然との触れ合い活動の場を直接変更することはない。 事業の実施により、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、この緑化された空間は新たな自然との触れ合い活動の場として活用されるものと考えられる。 以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持され、かつ、計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されることから、地域の自然との触れ合い活動の場は充実し、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>[自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度] 事業の実施により、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、この空間は新たな自然との触れ合い活動として活用されるとともに、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場との間に新たなネットワークが創出されると考えられる。 以上のことから、計画地内に創出される植栽空間は、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに、その活動を促進することから、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>[自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度] 事業の実施により、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、この空間は新たな自然との触れ合い活動として活用されるとともに、南北方向及び東西方向への移動を可能とする歩行者動線が整備されることにより、施設利用者、地域住民等が活用できる回遊性が高く、安全で快適な歩行者ネットワークが創出されると考えられる。 以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路が充実することにより、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>
<p>9. 歩行者空間の 快適性</p>	<p>[緑の程度] 公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路では、既に歩道上の街路樹により緑陰が形成されており、将来的な緑の程度は現況と同程度と考える。 以上のことから、現況の緑量は維持されると考えられ、評価の指標は満足するものと考えられる。</p> <p>[歩行者が感じる快適性の程度] アクセス経路となる歩道上の暑さ指数 (WBGT) は、日影のない直射日光下では最大で 32℃となり、熱中症が全ての生活活動でおこる危険性がある「危険」レベルになると考える。 街路樹や沿道の樹木、沿道の建築物等による日影下では、暑さ指数 (WBGT) は 28℃程度まで低下するため、熱中症が中等度以上の生活活動でおこる危険性がある「警戒」レベルにまで低下すると考える。</p>

表 5-1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
10. 水利用	<p>本事業は、メインアリーナ屋根に降る雨水を集水し、地下雨水貯留槽へ貯留後、プール排水と合わせて、トイレ洗浄水等に使用する計画としている。</p> <p>また、節水の取組として、節水型トイレの導入、擬音装置の設置、トイレ手洗器の自動水栓や節水コマの設置等を採用し、より効率的な水利用が行われる計画である。</p> <p>東京都においては、「水の有効利用促進要綱」により、一定規模の大規模建築又は開発事業に対して、便所洗浄水や修景用水、散水などの雑用水に、雨水、中水及び再生水の利用を要請しており、本事業の取組みは本要綱に合致している。</p> <p>よって、本事業における節水対策は東京都の水の有効利用に係る計画等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考える。</p>
11. 廃棄物	<p>設備等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等は、廃棄物の種類別に分別回収及び保管場所を設置し、東京都廃棄物条例及び調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づき適切に処理・処分を行う。</p> <p>また、施設内のテナントに対する廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の誘導や施設利用者に対する分かりやすい分別表示を行う。</p> <p>以上のことから、「調布市一般廃棄物処理基本計画」の目標とする再資源化率等を満足し、廃棄物の搬出も滞りなく実施できるものと考える。</p>
12. 温室効果ガス	<p>武蔵野の森総合スポーツ施設における持続的稼働に伴う床面積当たりの温室効果ガスは、約 95t-CO₂/m² と考えられ、類似施設調査において確認された床面積当たりの温室効果ガス（約 105kg-CO₂/m²）に対して約 10%の削減率となる。</p> <p>計画では、予測に反映した対策以外にも、自然換気や自然採光を考慮する等、各設備計画等において効率的利用のための機器・設備を導入する計画としている。</p> <p>以上のことから、設備の持続的稼働に伴い生じる環境への負荷の削減を図っていることから、評価の指標は満足するものと考える。</p>
13. エネルギー	<p>武蔵野の森総合スポーツ施設における持続的稼働に伴う床面積当たりのエネルギー使用量は、約 2,210 MJ/m² と考えられ、類似施設調査において確認された床面積当たりのエネルギー使用量（約 2,410 MJ/m²）に対して約 8%の削減率となる。</p> <p>計画では、予測に反映した対策以外にも、自然換気や自然採光を考慮する等、各設備計画等において効率的利用のための機器・設備を導入する計画としている。</p> <p>以上のことから、設備の持続的稼働に伴い生じる環境への負荷の削減を図っていることから、評価の指標は満足するものと考える。</p>
14. 土地利用	<p>本事業の実施に伴い、未利用地、屋外利用地・仮設建物（暫定駐車場を含む）がスポーツ・興業施設に変更になる。</p> <p>計画地が位置する調布基地跡地は、平成 5 年 10 月の六者協の合意で示された土地利用計画案に基づき、調布飛行場跡地に総合スポーツ施設を建設するとされている。「調布市都市計画マスタープラン 改訂版」では、計画地周辺は「スポーツやイベントを通じて交流し、余暇を充実して過ごせる文化・交流の拠点」と位置付けられている。また、「東京都長期ビジョン」では、計画地周辺は「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）」の整備を進め、「味の素スタジアム」とともに、多摩地域のスポーツ振興の拠点形成を推進する。」としている。</p> <p>本事業は、スポーツ施設を建設するものであり、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場等の既存のスポーツ施設と一体となった土地利用が図られる。これにより、調布基地跡地の土地利用計画に合致するとともに、「調布市都市計画マスタープラン」及び「東京都長期ビジョン」との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考えられる。</p> <p>また、2020 年東京大会が契機となり、本施設は隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）とともに武蔵野の森地区のスポーツやイベントを通じた文化・交流拠点としての機能がより一層促進されるものと考える。</p>

表 5-1 (5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
15. 安全	<p>[危険物施設等からの安全性の確保の程度] 計画地周辺ではガソリンスタンドが分布しており、最も近いガソリンスタンドで計画地境界から700m程度の距離に位置している。 危険物施設等については、法令等に基づく規制がなされる他、「東京都地域防災計画」によって危険物施設等の種類別に、関係機関による立入検査等の監視体制が維持される。 また、計画地周辺の調布基地跡地運動広場、大沢総合グラウンド、都立武蔵野の森公園、朝日サッカー場は、避難場所に指定されている。 以上のことから、東京都等が定めた地域防災等に係る計画、要綱等の中で当該地域について設定している地域の安全性に関する目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考ええる。</p> <p>[移動の安全のためのバリアフリー化の程度] 計画建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例、調布市福祉のまちづくり条例及び都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドラインに基づき、施設内のバリアフリー化を図る他、記号や図は、障害者、子供、外国人等にも分かりやすいデザインとし、文字については視覚障害者に配慮し主要な部分について点字表記を行う計画である。 以上のことから、東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、条例等の中で当該地域について設定している目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考ええる。</p> <p>[電力供給の安定度] 計画建築物への電力引込には、普通高圧6.6kVの本予備電源2回線を引き込み、予備電源、非常電源、保安電源としての利用を目的とした「非常用発電設備」を設置する。 また、電力監視設備を中央監視から独立させて設置し、電力監視と中央監視（機械設備）の相互監視により、万が一のトラブル時にも監視を可能とする。 さらに、イベント時には、イベント用電源車を管理者用の駐車場に設置することを予定し、メインアリーナ内への仮設電源敷設ルートを確認する。 以上のことから、評価の指標は満足するものと考ええる。</p>
16. 消防・防災	<p>[耐震性の程度] 本事業は、「構造設計指針」（東京都財務局）に基づき、公共性が高い不特定多数の者が利用する文化・スポーツ施設として、大地震発生時においても人命の完全確保に加えて機能確保の基準を満足する設計となっている。 以上のことから、東京都や調布市の防災計画等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考ええる。 また、計画地は広域防災拠点・広域避難場所に指定されている「調布基地跡地運動広場及び大沢総合グラウンド一部」隣接していること、大地震発生時においても機能確保が図られる構造体としていることから、大地震発生時などに地域の拠点として機能すると考える。</p> <p>[防火性の程度] 本事業は、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に基づき、耐火建築物及び防火対象物として基準を満足する計画となっており、防火性は確保される。 以上のことから、施設の防火基準との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考ええる。</p>
17. 交通安全	<p>公共交通機関である鉄道駅から計画施設までのアクセス経路は、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）とほぼ同様であり、当該アクセス経路については、マウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されており、これらの状況は維持されるものと考ええる。 また、当該アクセス経路は、一般国道20号（甲州街道）を横断歩道橋で交差しており、立体的な歩車分離が行われている。計画施設の3階コンコースはこの横断歩道橋と接続する計画であり、計画施設においても立体的な歩車動線の分離が可能と考える。 以上のことから、現況の歩車動線分離を低下させることはなく、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>

6. 武蔵野の森総合スポーツ施設に係る調査計画書の修正の経過及びその内容の概要

本環境影響評価書案の作成にあたっては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書審査意見書について」（26環都環第104号）に記載された環境局長の意見及び都民からの意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、調査計画書の内容を修正した。

調査計画書の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表6-1に示すとおりである。

表 6-1 調査計画書の修正の経過及びその内容

調査計画書の修正箇所	修正事項	評価書案における修正内容及び修正理由
4. 2020年東京大会個別計画の内容		
(28) 武蔵野の森総合スポーツ施設	会場の概要	施設計画の具体化に伴い、配置計画、駐車場計画、設備計画等を整理した。(p. 16~27 参照)
7. 環境影響評価の項目	環境影響要因	開催前の環境影響要因の「施設の存在」を「建築物の出現」に修正した。(p. 33 参照) 現時点では、仮設工作物の諸元が未定であることから、今後、仮設工作物の諸元が明らかになった段階で影響評価の実施を検討することとした。(p. 33 参照)
7.1 会場ごと		
(28) 武蔵野の森総合スポーツ施設	環境影響要因	本事業は既に工事着手が行われていることから、工事の実施に伴う環境影響評価は実施せず、工事中の環境影響はフォローアップで確認することとした。これにより、工事に係る大気等、騒音・振動、自然との触れ合い活動の場、史跡・文化財、廃棄物、エコマテリアル、温室効果ガス、エネルギー、交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ及び交通安全を環境影響評価の項目から除外した。(p33 参照)
	環境影響評価の項目	開催中及び開催後の施設の存在に関する影響に配慮し、生物の生育・生息基盤、水循環、生物・生態系、緑、日影、景観、自然との触れ合い活動の場及び歩行者空間の快適性を環境影響評価の項目に選定した。(p. 34 及び 35 参照)
8. 調査等の手法		
8.2.28 武蔵野の森総合スポーツ施設		
(2) 生物の生育・生息基盤	調査方法	「生物・生態系」と合わせた現地調査を実施した。(p. 97 参照)
(5) 緑	調査方法	夏季の現地調査を実施した。(p. 161 参照)